

# 総務文教常任委員会

平成20年 6月10日

午前9時30分 開 会

於大口町役場第1委員会室

## 1. 協議事項

1. 議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
2. 議案第31号 大口町税条例の一部改正について
3. 議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正について
4. 議案第33号 大口町手数料条例の一部改正について
5. 議案第34号 大口町監査委員に関する条例の一部改正について
6. 議案第36号 平成20年度大口町一般会計予算（第1号）（所管分）
7. 請願第1号 「所得税法56条の廃止をもとめる意見書」提出を求める請願

## 2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委 員 長	柘 植 満	副 委 員 長	丹 羽 勉
委 員	田 中 一 成	委 員	岡 孝 夫
委 員	木 野 春 徳	委 員	齊 木 一 三
委 員	酒 井 久 和	委 員	吉 田 正 輝

## 3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

## 4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒 井 鎧	副 町 長	社 本 一 裕
教 育 長	井 上 辰 廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大 森 滋	総務部参事 兼情報課長	小 島 幹 久
会計管理者	前 田 守 文	教育部長兼 生涯学習課長	三 輪 恒 久
教育部参事	野 田 敏 秋	行政課長	前 田 正 徳
企画財政課長	近 藤 勝 重	税務課長	松 浦 文 雄
生活課長	村 田 貞 俊	監 査 委 員 事 務 局 長	掛 布 賢 治

学校教育課長 近 藤 孝 文  
企画財政課長 松 井 宏 之  
補 佐  
税務課長補佐 高 木 利 夫

行政課長補佐 丹 羽 武 弘  
税務課長補佐 櫻 井 敬 章

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 近 藤 登

議会事務局 佐 藤 幹 広  
次 長

(午前 9時30分 開会)

○委員長(柘植 満君) 皆さん、おはようございます。

早朝より御参集いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、総務文教常任委員会を開会いたします。

町長あいさつ。

○町長(酒井 鎧君) 改めまして、皆さんおはようございます。

6日に付託を受けられました6議案、そして請願1件について御審査をいただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(柘植 満君) それでは、ただいまから付託議案の審査に入ります。

本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植 満君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植 満君) それでは、質問もございませんので、採決に入ります。

議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、議案第30号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 大口町税条例の一部改正について、質問ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 木野委員。

○委員(木野春徳君) 寄附金税制の見直しということで、この間いろいろと説明していただきましたので、大体わかったような気もしておりますけれども、それで現実に、例えば私が扶桑町さんへ寄附をするということになった場合に、どんなような事務的な流れというんですか、手続を踏んで軽減措置を受けられるんですか。ちょっと教えていただけますか。

○委員長(柘植 満君) 税務課長。

○税務課長(松浦文雄君) ただいま木野委員さんから御質問のありました、例えば扶桑町に寄附をされたときに影響がどんなような形で出るかということでもよろしいですね。

○委員(木野春徳君) いや、そうではなくて、例えば扶桑町へ寄附をするよということにした場合に、どういった手続というんですか、手続もですけれども、扶桑町さんへ私が寄附を申し込んだとき、ど

ういうやりとりというんですかね。

○**税務課長（松浦文雄君）** 今も県の方から準備をいろいろしております、寄附をする申請書を早急に作成しなさいという所管課のアンケート調査が先ほどまだ、1週間か2週間ほど前にされて、愛知県内六十何市町村の中の所管課がおおむね定まってきたところで、申請書がございますので、申請書にもたれて、今度申告に使う証明書というのが発行されますので、その証明書を持って住所地で確定申告で添付して申請をしていただくと。

（挙手する者あり）

○**委員長（柘植 満君）** 木野委員。

○**委員（木野春徳君）** ということは、例えば扶桑町さんへ私が寄附をしたいということをまず扶桑町さんに伝えて、そうすると向こうからそういう書類が送られてくるわけですね。それで、書類を送って、その後振り込みなり何かすると、その証明書をまた送り返してくれるということですか。領収書か何かを送られてきて、それを添付して確定申告をしなさいということでしょうか。

○**委員長（柘植 満君）** 総務部長。

○**政策調整室長兼総務部長（森 進君）** 今も税務課長がお話ししましたように、実は税の関係は税務課が所管をしておりますけれども、この寄附金の事務手続あたりについては、県で問い合わせ等がありまして、各市町でどこの所管で処理をするかということ、その回答を県に寄せておるといような状況でございまして、大口町としては企画財政課でこれを担当してはどうかということ現在考えております。

それで、流れでございましてけれども、これはたまたまよその市の例でございましてけれども、まず寄附金の申込書を送付して、ちょっと酒田市の例でいきますと、ふるさと納税寄附の流れということで資料があるわけですが、ホームページからの流れだと思いますけれども、寄附の申込書のダウンロード、これに必要事項を記入しますということで、住所、氏名、連絡先、電話番号、寄附金額、希望する払込方法、寄附金の活用を希望する取り組み、このダウンロードをしまして、寄附金申込書の送付、電子メール、ファクシミリ、郵便のいずれかの方法で申込書を送付しますと。そして、払込用紙の受け取り、申込書の受領後、酒田市の方から寄附金専用の払込用紙をお送りしますと。申込書を送ってから1週間以上たっても払込用紙が届かないときは、恐れ入りますが担当までお問い合わせくださいというようなことがありまして、寄附金の払い込み、専用の払込用紙で、酒田市の場合はゆうちょ銀行で寄附金を払い込みます。手数料はかかりませんというようなことが案内してございまして、その後、寄附金受領証明書の受け取りということで、市の方から寄附金を受領した旨の証明書をお送りしますと。それをもって確定申告をします。3月15日までに最寄りの税務署に確定申告をします。それで税額の減額というんですか、寄附金額に応じて税額が減額をされます。これが酒田市の例の場合ですけれども、流れですので、おおむねこの流れに沿った形での事務処理になるのではないかと。

というふうに思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 木野委員。

○委員(木野春徳君) 大体わかりました。ありがとうございました。

あと一つ、そうすると大口町内の方が他市町へ寄附をされると、当然さっき言われたように、町県民税が当然減額されますよね。だから、そういうことをなるべく防ぐような施策というか、そういうことを考えてみえるのか、その辺お聞かせいただければ。

○委員長(柘植 満君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) 本会議のときにもお話をしましたけれども、特にこれといって特別にこれに対応するような方策というのは今のところ持っておりませんが、そのときにもお話をさせていただいたんですけれども、やはり今大口町が取り組んでおる一つ一つの事業、こういうものを精いっぱい皆さんの目に見えるように、あるいはPRができるようにしていくということが肝要かなというふうに思っております。ですから、このふるさと納税、寄附の関係で特に、今のお話ですと町から町外へ行かないように、何か特別な方策があるかということですが、特にそういうものは考えてはいません。今までやってきたことを本当にきちっとやる。そしてまた、目に見えるようにする。また、やっておる内容を住民の皆さんにわかっていただけるように公表するというように尽きるかと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 木野委員。

○委員(木野春徳君) 今、部長が言われましたけど、とにかく町民の方に喜んでいただけるというか、目に見えるものをやっていたら当然よそに逃げることはないと思いますので、これからもそういう方向で努力していただくようお願いしておきます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) はい、齊木委員。

○委員(齊木一三君) 木野委員と同じような質問になってくるんですけれども、ふるさと納税という寄附行為ですけれども、この「ふるさと」というのは何を以て基準がふるさとになるんですかね。私、ちょっとそこら辺わからんですけれども、個人個人の考え方がありまして、生まれたところがふるさと、また育ったところがふるさと、いろんな転勤されてみえる方も転々とされて、いろんな地方に居住されて、長くいたところがふるさとだというような考え方も、これはおのおの個人個人の考え方でしょうが、そこら辺が私もちょっとわからんですけれど、「ふるさと」というのは何を指してふるさとというのか。

それと、ちらっと私もこのふるさと納税についていろんなことを読ませてもらったんですけど、ど

こか他の県においては、寄附してもらったところ、要するにそれに対していろんなお土産をつけるというような話も出ておるんですが、今言われた町の活性化ということでいろんなことをやっていくために、そういうPRをしていきたいという総務部長の話があったんですけども、そのような大口町としての、まだこれからの話ですけども、いろんな特典は考えてみえるのでしょうか。そこら辺もちょっとお尋ねしておきます。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 齊木委員さんより、ふるさと納税の「ふるさと」の意味の質問がございました。お土産はまた後に回答させていただきます。

ふるさとについては、議場でも少し説明をさせていただきましたけど、今年の6月ごろに国会の方で論議をされておった内容の、その当時のふるさと納税は、生まれた土地に反映できるようにお礼をするためにふるさと納税ということで、生まれたふるさとに寄附、そのときは納税となっておりますけど、その後、研究会で協議をされて、今回に至るまでには研究の成果でいろんな大学の意見等々があって、その限定することに異論があるという意見が出まして、特にふるさとに悪い思い出がある方が見えます。こうしますと、限定するのはやっぱり好ましくないということで、研究会の結果として、指定をすることは、自分が生まれた土地に嫌な思い出がある方は、やっぱり寄附はそこだけはしたくないという方が中にもおるということで、異論があって、自分の好きなところに寄附をするという内容に急遽変更され、今ではほとんど「ふるさと寄附金」と言っていますが、そのふるさとの名称もかなり少なくなって、最近言われているのは個人住民税の寄附金で、普通の寄附金制度に変更されつつあります。今使っているのは、ふるさと寄附金が主で、正式名称は個人住民税の寄附金ということになってきます。

それと、お土産つきについては、経済新聞でしたか、新聞の記事を入手しましたところ、お茶を出すとか、税の機関紙でありますけど、それに見合うための5,000円が最低の控除対象額になっていきますので、おおむね5,000円分の、お土産つきと言っては失礼ですけど、控除対象分5,000円程度のものをお渡しして寄附者に促して、多く寄附を募ることを目的としてやりたいというふうに書いてありますけど、私個人的にはお土産で寄附をしていただくのはどうかなあと考えております。

奈良県では大和茶ですか、山口県ではナツミカン等々、まだほかにもいろいろありますけど、寄附が今後過熱して、寄附したことによって地元のお土産がたくさんもらえる方法で寄附するという人がふえるというのもおもしろいかもしれないという新聞記事ですので、寄附者にとっては別にお土産目的のものでもありませんので、特に今のところは、いい町だなというところに寄附していただくのがどうかなあと考えております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） はい、齊木委員。

○委員（齊木一三君） ありがとうございます。

ふるさと納税、ふるさとというのは定義づけがないというお話で、そういう考え方ですね。

それと、これは一つの市町村にそうやって寄附をするという税制の改正なんですかね。例えば著名な方がおられて、いろんなところに寄附をしたいと。市町村も各県もまたがって、二、三カ所に寄附したいというような話も出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そのようなことも可能なわけですか。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 今まで聞いておる内容では、1カ所限定という内容は聞いておりませんので、希望があればどの市町村、県でも、どちらでもいいと聞いております。

○委員長（柘植 満君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） 住民税を来年の10月から、年金から天引きをするというのがありますが、本会議の質問でも出ましたけれども、今現在も引き落としでやっている方が大部分ではないかと。年金から引き落とすことによってどういう効用をねらっているのかという質問もありましたけれども、まずそこら辺の状況をちょっと御説明がいただきたいと思います。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 65歳以上の方の該当者とか年齢をもう一回説明させていただきます。

大口町で65歳以上の年齢者は、20年の5月1日現在で3,868名となっております。その中で、年金納税者が1,767人、それと65歳以上ですので、控除できる限度額120万と28万を足して148万円以上の課税対象者が1,348名が該当になっています。

その中で、口座振替の話も議員さんの中から出ました。65歳以上の納付対象者1,605人のうち870人が口座振替を現況されております。口座振替の率でいきますと54.2%という数値で、現在のところなっております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 田中委員。

○委員（田中一成君） そうすると現在1,605人中870人の口座振替、約半数ちょっと、これを年金から天引きさせていただくことになる、非常に事務効率的にはよくなると。そういうことが最大のねらいですか、この改正の。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 根本的には、収納の関係で言いますと、収納の滞納者の減少と、税収の確立と。国が言っているのは、老年者がわざわざ銀行へ行く負担を除いてあげるという説明で、自動的

にということをおっしゃいます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 年金の受給権は、年金受給者それぞれ固有の権利なんです。この年金を、人の懐に手を突っ込んで年金から無理やり税金をむしり取るということについては、非常に腹が立つというのが今の高齢者の皆さんの心情なんです。これをどんどんこういうふうにして取り上げていくわけですよ。今度65歳以上の人の国保税もそういう方式でやりたいというわけでしょう。これは、今の住民感情からすると、とんでもない感情を逆なでするようなやり方であって、年金者はだれも望んでいないと、そんなことは。これは国家権力の都合によって強権的にこういうことをやるだけであって、国民はだれもそんなことを望んでいないんですよ。ぜひ年金から引き落としてくれという声なんてないと思うんですね。これは国家権力の非常に横暴としか、私は言いようがないと思うんですよ。

そういうことですから、今口座振替以外の方で、65歳以上の方ですね。つまり1,605人中870人が口座振替だそうですが、それ以外の方で住民税を滞納しているという割合や人数というのはどれぐらいあるんですか。

○委員長(柘植 満君) 税務課長。

○税務課長(松浦文雄君) 65歳以上の滞納者については、今ちょっと手元に資料がございませんので、またすぐ報告させていただきます。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 住民税を天引きするということですが、固定資産税から何から全部対象ですね、固定資産税も、都市計画税も。

○委員長(柘植 満君) 税務課長。

○税務課長(松浦文雄君) 今回聞いておられますのは、住民税しか聞いておりませんが。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) そうしますと、固定資産税や都市計画税は従来どおりと。住民税だけが年金から天引きという、非常に複雑怪奇で、事務的にも非常に煩雑になるだけじゃなくて、納税者の立場からしても非常に煩雑に見えるんじゃないですかね、かえって。

今は全部固定資産税も都市計画税も住民税も引き落としなり、一括して役場へ納めるなりしているわけですが、今度はそれがばらばらになるわけですね。住民税や都市計画税はこれからまた年金から天引きという流れなんですか。

○委員長(柘植 満君) 税務課長。



○税務課長（松浦文雄君） きょう現在わかっておるところでは、やっぱり住民税の話しか聞いておりませんので、申しわけないですけど。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 住民税の話から次に行きますが、固定資産税の方ですね。省エネ工事をやった場合の減免ですか、固定資産税の。これよくわからないんですが、省エネ工事をやると工事費用の合計が30万円以上のものについて、固定資産税を減額するという事なんですけれども、例えば30万円で省エネ工事をやったということになると、例えば今まで家全体で土地も含めて固定資産税10万円だったけれども、30万円の工事をやると幾ら減額されることになるんですか。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 省エネ改修について御質問を受けました。

例えば30万円で、30万円という限度はありますけど、工事をされた場合に、固定資産税を10万円払ってみえた方については、翌年度に1回に限り、建物120平米相当分に限るものの3分の1ですから3万3,300円ですか、減免額。翌年1回限りです。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 丹羽委員。

○副委員長（丹羽 勉君） 個人住民税の特別徴収の関係ですが、特別徴収になると全期前納報奨金制度というものの対象から外れることになるわけですね。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 丹羽委員さんより質問を受けました。

公的年金の特別徴収制度が施行されれば、前納報奨金については廃止という形になってくると思います。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 丹羽委員。

○副委員長（丹羽 勉君） その場合、報奨金が削減されることになるということになりますと、その額、要するに町民が受けることができなくなる報奨金の額はいかほどになりますか。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 19年度の実績ですけど、前納報奨金、町県民税に限っては564万6,000円が該当で、件数として2,108件となっております。ほかには、固定資産税が2,323万590円となっております。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 丹羽委員。

○副委員長（丹羽 勉君） 21年度以降、年金から住民税を控除するというのですが、その場合、65歳以上は今説明のありましたように全期前納報奨金が対象外となるということですが、この報奨金制度そのものは、21年度以降、要するに65歳未満の人、それから一部年金から控除できない人たちに対する報奨金制度というのはそのまま存続されるのか、65歳以上の年金受給者が不利益を受けるということで、報奨金制度をなくするのか、その辺のところの見込みを教えてください。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 前納報奨金について御質問がありました。

前納報奨金制度については、委員も御承知のとおり昭和25年の戦後の混乱期に、社会情勢の関係で創設されたもので、税の早期確保及び金利の関係等々で設けられた制度で、おおむね57年が経過しようとしております。その中で、大口町も平成12年ぐらいに一たん率を下げしております。愛知県下の状況で言いますと、平成16年に蒲郡市さんが初めて前納報奨金を廃止されました。続いて17年に名古屋市と甚目寺、以後、これを契機に前納報奨金制度というものは、住民に周知徹底は終わったという考えのもと廃止の意向がどんどん進んできた内容となっております。

以後、20年の5月現在で、愛知県がたまたま5月に前納報奨金の調査結果をまとめられました。平成20年5月現在で、調査団体60市町村に対して10ということで、廃止については16.6%でありました。その結果の中で、以後検討中が16市町村、20年度以降においても60分の26ということで、今後検討を入れても43.3%と、きょう現在、今後の仮定を見ても50%を切っているということで、前納報奨金については市町の考えやら、将来の行政のあり方についての目的意識を持って廃止をするというのが限定とされております。

大口町といたしましても、2年ほど前から集中改革プラン、いろいろな方向で検討させていただいております。その中でも、隣接市町村でいきますと、現在、現行のまま改正もせず、廃止もせず続けているのは5市2町、春日井、小牧、江南、犬山、岩倉、扶桑、大口入れて見ても、小牧と大口町だけが何ら手つかずの状態に残していると。あと江南市が0.1で残しております。あとのところはおおむね廃止ということで、現況に至っているわけです。2年前より検討してまいりましたが、隣接市町村、愛知県下の動向を、調査・検討は2年前からずっと続けております。かといって、住民の方にお話を聞くと、非常にありがたいという意見が非常に多く、続けていきたいというかすかな気持ちも持っております。といえど、普通徴収においては、特別徴収と違って税の公平・平等性を、前から平等性を考えると廃止ということは検討課題の第一原則に上げていくのが本当かなあと思いつつ、今も慎重に検討をしている状況でありますので、早い時期に実施していければと考えております。以上です。

○委員長（柘植 満君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（柘植 満君） それでは採決に入ります。

議案第31号 大口町税条例の一部改正について、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 賛成多数をもって、議案第31号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正について、質問ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 都市計画税については、現在ゼロ%ということで、全然徴収はしてないわけですが、これを復活というか、少しでも徴収していくという方向は考えていらっしゃるんですか。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 都市計画税について酒井委員さんから御質問がありました。

議会があるたびごとに御質問を受けておりますけど、都市計画税は御承知のとおり目的税でございますので、15年のときに100分のゼロ課税ということで改正させていただいて、きょう現在においてもその考えは変わってきておりませんし、また行政として実行していく目的ができたときに考え直していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） これは目的税ということは当然わかっておりますが、市街化区域の中にもいろいろとまだ整備すべきところがたくさんあるというふうにお見受けいたしますが、そういう目的を持ってやっていくというようなことで、事業認可も当然必要だというふうには考えますけれども、そういうところを開発していくというか、町長さんがおっしゃっておりますように、目的を持って何でも事業を進めないかんと、こういうふうに思うわけですが、そこら辺のところはどうでしょうか。

○委員長（柘植 満君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今も税務課長の方から答弁をさせていただきましたように、現時点で都市計画税の税率100分のゼロの見直しは、現時点では考えておりません。ただ、都市計画事業をどういうふうにとらえるか、あるいは今お話のありました市街化区域内の整備について、それぞれ今後の事業展開等ですけれども、おおむね委員さんが言われる市街化区域の整備というのは下小口でいえば宮前地区等の整備だろうと思えますし、中小口の区画整理等が面的なものとしては考えられるというふうには思いますけれども、御承知のように宮前、さらには中小口地区につきましてはそれぞれ地権者の方の御協力、御理解をいただいて、事務局が一生懸命努力をしておるわけですが、まだそこまで事業のめどが立ったような状況までは、私としては進んでいるというような認識をしておりますし、今の二つも地域につきましても面積的にそんなに大きくないといえます

か、現在計画されているのが非常に面積的には大きくないものですから、都市計画税100分のゼロの見直しをかけて、目的税として課税をし、そして事業に充てていくということまでしなければ事業展開ができないのかどうなのか、またそれは十分に担当部局等を含めて庁内で協議をしていかなければならないというふうには思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 酒井委員。

○委員(酒井久和君) 短期的にはそういうものがあるかとは思いますが、中期的、あるいは長期的にも当然すべきところが、計画をしていかないかんのじゃないか、そういうふうに思うわけでございます。やっぱりまちづくりということにおいて、十分に先を見越した計画が必要であろうと思うわけでございます。したがって、そういうことを踏まえて、こういうものの復活といいますか、既にゼロになっておるわけですから、数字を上へ上げるだけのことですけれども、考えるべき時期に来ているのではないかと思うわけです。いかがでしょうか。

○委員長(柘植 満君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) 一度都市計画税を平成15年ですか、100分のゼロの税率にしたということ、それがおおむね5年程度経過をするわけですが、そういう中で、今委員さんが言われるような税率を見直すということは、それなりの理解を得られるようなものがないと、なかなか難しいのではないかと思っております。さりとて、大口町がこれからのまちづくりについて、土地利用を含めて何もないかというわけではありません。第6次総合計画、あるいは都市計画のサイドにおいては個別の計画を持っております。そういうものに沿った形で今後まちづくりを進めていくわけですが、今も言いましたように、そのまちづくりを進めていく中で、トータル的に財政的なものも含めて検討する必要があるということであれば、当然それは検討しなければなりませんけれども、今もお話をしましたように、5年の経過ということを含めると、十分に皆さんに御理解がいただけるようなものを持って、住民の皆さんとお話をするというような機会も含めてないと、やはり税率の見直しというのは難しいのではないかということを実感として感じておりますので、現時点では当分の間ということで、この税率の見直しは考えていないということであります。

○委員長(柘植 満君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植 満君) それでは採決に入ります。

議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員の賛成をもって、議案第32号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 大口町手数料条例の一部改正について、質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植 満君) それでは採決に入ります。

議案第33号 大口市手数料条例の一部改正について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、議案第33号は可決すべきものと決定いたしました。

それでは、議案第34号 大口市監査委員に関する条例の一部改正について、質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植 満君) それでは採決に入ります。

議案第34号 大口市監査委員に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、議案第34号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 平成20年度大口市一般会計補正予算(第1号)(所管分)について、質問ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 木野委員。

○委員(木野春徳君) 歳出の方で、火災警報器追加とありますけれども、これの申請は7月31日まででしたっけ。購入は5月31日で、申請はまだ7月31日まででしたよね。今のところわかっている範囲でいいんですけども、何世帯ぐらいからの申請があって、何個ぐらいというんですか、わかれば。

○委員長(柘植 満君) 行政課長。

○行政課長(前田正徳君) 現在までの火災警報器の申請件数を、住民世帯でございまして、6月で7,540世帯ございまして、7,540世帯のうち補助の申請があったのが、これは2年前から申請を受け付けておりますが、6月9日、きのう時点で申請が合計で1,722件ございまして。ほかに行政課の方で調査しましたところ、新築の世帯につきましては、平成18年6月から設置義務があるということで、その件数が304件ございまして、ほかにアパート、あるいはコーポが676世帯ということ把握しております。ほかに自動火災報知設備、例えば特に大きな寮ですね。そういったものにつきましては、この火災警報器をつけなくても、それ以前の消防法で定められた設備ですので、そういったもので整備されている世帯が614件ございまして、合わせまして3,316世帯ということで、率にしますと大口市で44%の世帯が設置されているというように把握しております。

それで、設置の基数でございまして、これは申請のあったものですが、2,750基が今年度でございまして、平成18年から合計しますと4,305基ほどございまして、当然50%を下回っておるものから、補助は、先ほどちょっと申しましたが、5月31日までの購入の分について補助が出るということで、50%を下回っていることから、今後は補助ではないですが、啓発を何とかしていかないかん

と考えておるところであります。以上でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 木野委員。

○委員(木野春徳君) 今50%に満たないということで、購入されても申請されていない方が見えるかもしれません。そういう方も見えますし、実際には5月31日で設置義務があるわけですから、もう一度見直して、購入期間も少しずらして、啓発と同時にそういうことは考えてみえないですか。

○委員長(柘植 満君) 行政課長。

○行政課長(前田正徳君) 補助金の要綱をつくりましたときに、おおむね2年間、18年の6月から20年の5月までということで期間を限定させていただいて、20年の6月1日から義務になるということで、それ以前に設置をしていただいた方、御協力いただいた方については補助をさせていただくというような、これは町民全体に対する約束事ですので、それを延長するのは今のところはどうかなあと考えております。7月の末まで2ヵ月間、まだ申請はできますので、購入いただいた方には7月末までには申請をいただきたいと考えております。そんなところですので、お願いします。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 木野委員。

○委員(木野春徳君) 広報に入ったのが先月でしたっけ。5月号の広報にチラシって入っていましたか、補助のチラシが。4月でしたか。あれでも、うちのおばあさんなんか全然知らなかったけど、わざわざこういうのがあるで大丈夫かというようなことを言われるので、ホームページにも出ていたね、たしか。そういうことできちっと広報だけはしっかりやっていただくということでお願いしておきます。

それから、北小学校の関係の予算がありますけれども、いろいろと一般質問も大分出ているみたいなんで、あまり細かいことでなくて、現状どのような進行状態というんですか。平成22年4月開校ということで、そういう去年の秋には説明がされておりますので、それに実際間に合いそうなのか、間に合わないのか。補助金の関係もどうなっているのかということちょっと聞かせていただきたい。

○委員長(柘植 満君) 学校教育課長。

○学校教育課長(近藤孝文君) 北小学校移転に伴います旧北部中学校の増改築工事等の経過について御説明させていただきます。

4月15日の総務文教協議会並びに25日の全協におきまして経過等は御報告させていただいたとおりでございます。その後、4月24日に学校要望を北小学校の校長へ依頼しております。それから、5月28日に学校より教員、児童、それから保護者の要望が中間報告という形で出ております。6月2日、先週ですけど、学校より最終報告ということで要望が上がってきております。それを踏まえまして、昨日、設計業者の指名審査会が行われたわけなんですけど、その落札業者とともに再度学校並びに保

護者と意見交換させていただいて、よりよい耐震、並びに新しい学校として設計をしていきたいと、かように思っております。

それから補助金の経過につきましては、5月28日、担当職員2名が県庁の教育委員会の財務施設課に出張しまして、今回の大口町の計画を報告させていただきました。その席で確認したことを御報告させていただきます。

まず建物への補助金ですけど、北小学校の必要面積が、ただいま普通学級が18学級、並びに特殊学級が2学級ということで、合計5,336平米が北小学校の必要面積でございます。これに対して、旧北部中学校の校舎の面積が4,544平米ですので、差の792平米が補助金の対象になります。ちなみに、平成20年度の補助単価が14万1,000円ですので、掛けますと1億1,167万2,000円で、それに対する新築・増築の補助率が国の方で決められておまして、2分の1でございます。2分の1しますと5,583万6,000円が新築部分に対する補助金として現在のところ予定しております。

それからプール等の改築につきましては、担当課が違っておりまして、県の体育スポーツ課でございます。こちらにまだ出向いてはおりませんが、また調整させていただきます。担当課と補助金について打ち合わせをする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、設計等の補助金につきましては、現在協議中でございますので、よろしくお願いいたします。

御質問の22年4月の開校に間に合うかという御心配の話ですけど、それに間に合うように、私どもも設計業者決定後、直ちに、前段説明させていただきました協議等打ち合わせた後に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 木野委員。

○委員(木野春徳君) 今回、一般質問でいろいろ出ておりますので、深いことは聞きませんが、とにかく耐震工事も含めて22年4月には何とか移転できるように鋭意努力していただくということで、結構です。

あと一つ、社会教育指導主事派遣で600万ありますけれども、北小学校に見えた天野先生という方が見えていますけれども、実際、社会教育指導主事というのはどんな仕事をされるのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長(柘植 満君) 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長(三輪恒久君) 仕事の内容というんですか、既に派遣される時点で仕事はほぼ決まっております。例えば社会教育関係、さらには生涯学習のスポーツ関係、こういう大きな二本立てで事業を展開してほしいということで、派遣の目的が定められております。今現在、私どもに来ていただいております社会教育主事は、社会教育分野の家庭教育推進事業と、それから地域と学校の連携事業の支援事業ですね。それを重点的にお願いして、今現在、大口中学校の学校支援事業に取り組

んでいただいているところでもあります。事業としては、今のところそんな内容でお願いしておるところでもあります。

○委員長（柘植 満君） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 新しい北小学校に関する件でございますが、これは関連になるわけですが、先回も質問をしておりますが、通学路の件でございます。この件については、一応地元、あるいは御父兄の方と話し合っというふうに答弁を聞いておりますが、けさも下小口三丁目交差点で立ち番をしておりました。子供たちが4グループばかり元気に登校しておるわけですが、この子供たちがどういふふうの道順で行くのかなということを考えるわけでございます。

もう一つは、きょうでもちょっと心配なことが起きております。ちょうど7時50分から8時10分までの間には、小口岩倉線は41号から、多分セントクリス、あるいはヤマザキまでぐらい、東行きの渋滞が2回ぐらいは発生いたします。ちょうどそのころ、子供が通学すると合致するわけですが、特に下小口の伊藤屋敷というところとわからない方があるかもしれませんが、本郷の小口岩倉線から南の集落でございますが、そこから子供たちが3人か4人ぐらい登校しますが、その渋滞の中を横断するわけですから、大変危険な状態が毎日繰り返されている。そしてまた、現在の北小の南側の五条川の橋、すなわち竹橋ですけれども、ここで毎朝先生が子供たちを迎えておっていただくわけですが、そこも下小口の通学団がほとんどそこを通ります。したがって、そこで先生が何グループでしようね、8グループか10グループぐらいあるでしょうか。先生が毎朝立っておっていただけるというふうに推測いたします。ですから、どの道を通られるのか、これも確定しなければいかにないかと思えます。特に県道については、下小口三丁目から東へ、すなわち41号までの間で、天神までの間はまだ未整備だというふうに思うわけです。天神橋までの間ですね。この間は、通学路にする、せんにかかわらず拡幅計画があるというふうに推測いたしますけれども、早く手を打って、県道の方は県へお願いすることが必要ではないかと思えます。

また、仮に竹橋を通るルートとするならば、県道小口名古屋線を越えなきゃいけない。それを歩道橋で渡るのか、今の状態にするのか、その辺のところも早急に決めていただくことが必要ではないかと推測いたしますが、どうでしょうか。

○委員長（柘植 満君） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） まず通学路の関係ですけれども、これは建設分野の道路網の整備をきちっとした中で、そこを安全に通すために指定していくのが一番いいのではないかと思いますけれども、なかなか道路整備というものがそれについてこないということでもあります。私ども、歩道橋をかけるとか、横断歩道をつくるというのは教育委員会ではできない仕事でありますので、そ



うした子供たちが安全に行けるような道路整備を建設分野の方をお願いをしていくということであり  
ます。

一般質問にもいろいろ交通安全だとか照明の問題等もこれから質問いただくわけですが、基  
本的には道路の整備、道路の街路灯については建設分野です。そこと調整をしがてら、これから安全  
に子供たちが通えるように努力をしていきたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 酒井委員。

○委員(酒井久和君) くどいようでまことに申しわけないんですけれども、相手は県道ということに  
なれば、早目にやっておかないと、県の方で予算を組んでいただくにも大変だろうと、こういうふう  
に思うわけですので、その辺のところも十分に、PTAの御意向もあるかもしれませんが、建設課の  
方の御意向もあるかもしれませんが、とにかく積極的に進めていただきたいとお願いを申し上げてお  
きます。

○委員長(柘植 満君) 教育長。

○教育長(井上辰廣君) 大変御心配をいただいておりますありがとうございます。

昨年の11月に、北小学校区の地区懇談会をそれぞれ夜にやらせていただきました。一番大きな御心  
配は、耐震の問題、安全度が第一でございます。それからもう一つが、通学路が変わってくると。特  
に下小口地区なんか遠くなるというようなこともございまして、いろんな道路施設の整備というこ  
とが出ております。ただ、これにつきましては今御指摘がありましたように、県にかかわること、ある  
いは警察にかかわること等、それぞれ領域がございまして、平成22年4月の開校に向けて並行して進  
めていかなければならないなあと、こういうふうに思っているところでございます。

それから、現状で大変危ないところがあるのではないかというような御指摘もありましたが、交通  
の状況、例えば大口中学校は通学路が変わったわけでございますけれども、こういうことも考えなが  
ら、通学路の変更、あるいは決定についてはいろんな御意見を賜りながら決めていかなければいけな  
いというふうに思っておりますので、またいろんな面で御示唆がいただけたら大変ありがたいと思っ  
ているところでございます。

それからもう1点でございますが、木野委員さんの方から北小学校の整備の話が出ておりますけれ  
ども、これにつきましても、北小学校の先生方や父兄、それから子供たちの意見等も今聴取をしたと  
ころでございますが、具体的には、ただ耐震だけで北部中学校のお下がりをもらったというようなこ  
とにできることならならぬようにしたいなあと。やはり子供たちが夢を持って通えるような学校づ  
くりを基本的にはしていかなければいけないだろうと、こういうふうに思って、先生方、あるいはP  
TA、あるいは子供たちの地元の意見も伺いながら、そうした学校づくりを目指していきたいとい  
うふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（柘植 満君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 最後のページの公債費ですが、借入利率の低いものに変えることができたというものでしたけれども、利率がどういうふうになったのか、ちょっと教えてください。

○委員長（柘植 満君） 企画財政課長。

○企画財政課長（近藤勝重君） 償還金利子の内容につきまして御質問がありました。

まず財政融資資金につきましては、総額4億6,040万円に対しまして借り入れたものでございますが、利率につきましては、校舎分が1.9%、プール分につきましては1.7%となっております。あと市中銀行も4億8,500万に対して借り入れしました。内容につきましては、校舎分が0.85%、これは3口に分かれていまして、あと0.65%、プール分として0.85%ということで、利率の方、当初予算3.0%より低く抑えられたということになっております。以上です。

○委員長（柘植 満君） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 丹羽委員。

○副委員長（丹羽 勉君） 公債費の下の予備費ですが、1,403万2,000円計上してありますが、補正額からするとちょっと額が多いような気がいたしますが、何か目的があつて予備費に計上されたのか、教えてください。

○委員長（柘植 満君） 企画財政課長。

○企画財政課長（近藤勝重君） 昨今、施設の老朽化が進んでいる現状、また年度初めという状況もありまして、今回予備費に充当させていただきました。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 丹羽委員。

○副委員長（丹羽 勉君） 財調に積み立てるといふような御検討はされましたか。

○委員長（柘植 満君） 企画財政課長。

○企画財政課長（近藤勝重君） 財調は現在18億円積み立てて、金額がありますが、やはり緊急時、または不慮の事態の観点から、早急に対処できます予備費が望ましいと考えまして、予備費に充当しました。以上です。

○委員長（柘植 満君） ほかによろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（柘植 満君） それでは採決を行います。

議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）について、賛成の方の挙手

を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、議案第36号は可決すべきものと決定いたしました。  
それでは暫時休憩をいたします。

(午前10時33分)

---

○委員長(柘植 満君) それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時35分)

---

○委員長(柘植 満君) 「所得税法56条の廃止をもとめる意見書」提出を求める請願が出ております。  
それでは、紹介議員が田中一成委員となっておりますので、趣旨の御説明をよろしく願います。

○委員(田中一成君) なかなか難しそうな請願でありまして、私も100%よく理解していない点もあるかもしれません。

所得税法第56条というのがあるんですが、白色申告の場合に、家族で商売をやっておられる場合に、世帯主の方だけが所得が認められるといいますか、申告をする際に、例えば奥様については86万円、子供さんについては50万円、世帯主が申告する際に控除が認められているにすぎないということでありまして、したがって、そういう場合に、とりわけ子供さんなどについては年間わずか50万円という所得しか認められていない。こういうことだと、社会的に、経済的に自立しているとはとても認められない、そういう状況があります。そのことによって、お父さんと一緒に家族で仕事をやるということに非常に困難が生じるということで、せっかくの家業を後継者になって引き継ぐということさえも非常に困難をきわめているということでもあります。

憲法上は、一人ひとりの人間が平等に存在することを認められているわけですが、戦前の家父長制度という流れが実はこの所得税法56条の中に残ってしまっていて、子供さんや奥さんの権利といいますか、そういうものが非常に不十分な規定にしかかかっていないということです。これはここに書いてありますように、ドイツやフランスやアメリカなどには見られないことであって、非常に時代錯誤、時代おくれの内容となっております。

そういった意味で、男女平等とか、どの人間も平等だという視点からいって、この56条については問題であるということで、全国で約15の税理士会があるそうですけれども、半数以上に上る八つの税理士会からは、この所得税法第56条についての廃止を求める意見書が既に国の方に提出をされているというような状況があります。全国の自治体の中では、これが今非常に論議が盛んになってきておりますけれども、高知県議会が意見書を採択して、国に提出しているというような新たな状況も生まれ

ているようであります。

いずれにいたしましても、こうした家族で家業を一生懸命やっている女性や、あるいは子供さんたちの権利をきちんと保障しながら、そうした中小自営業者の皆さんが後継者もきちんと確保しながら営業を継続するという面からも、この第56条の廃止は必須のことであるというふうに思いますので、ぜひ採択をしていただいて意見書を提出していただくようお願いを申し上げます。

○委員長（柘植 満君） ありがとうございます。

では、これにつきまして御意見を伺いたいと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） この件につきまして、所得税法56条に書いてあります関連として、青色申告が57条に載っておるわけですが、条文を読んでおりましたが全く私の頭では理解できないような難しいというか、ややこしい言い回しがしてありまして、なかなかよくわかりません。わかりませんけれども、こういう条文をなくするということになると、いろんなところに関係があるんじゃないか。56条が今あるということは、何かそこに問題点が、いろんな税金を処理する中において問題点があるのではないか。こういうことで56条が現在生きておるのではないかというふうに思うわけですが。

確かに文面を見てみると、今田中委員がおっしゃったとおり、なしでもいいような条文のようにもお見受けいたしますけれども、廃止すべきということに対しては、ちょっと僕は賛成はできかねます。まだまだ検討をすべきところがあるように思うわけです。以上でございます。

○委員長（柘植 満君） ほかによろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（柘植 満君） それでは、採択、不採択をとらせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、まず採択の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） では、不採択ということに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） それでは、この取り扱いにつきましては、不採択ということで決定をさせていただきます。

以上をもちまして、付託を受けました議案は全部終了いたしました。

これをもって総務文教常任委員会を閉会といたします。

（午前10時45分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

総務文教常任委員会

委員長 柘植 満